

令和3年度水質検査計画

小松島市水道部

目 次

1. 基本方針
 2. 水道事業の概要
 3. 原水及び浄水の水質状況
 4. 検査地点
 5. 検査項目と検査頻度
 6. 検査方法
 7. 臨時の水質検査
 8. 水質検査計画及び検査結果の公表
- 参考. 令和2年度水質検査結果

1. 基本方針

清浄な水を供給することは、水道事業者の最も基本的な使命といえます。

水道水質基準が改正された事により、平成16年度より水質基準項目が46項目から50項目に追加されました。

平成26年度より、亜硝酸態窒素が水質基準項目に追加される事になり、その理由として、亜硝酸態窒素は低濃度でも人体に影響がある事が危惧される事から一部を改正し、亜硝酸態窒素に係わる基準(0.04mg/L)を追加する事になり、平成26年度より水質基準項目が50項目から51項目になりました。

また、食品安全委員会委員長から厚生労働大臣に対し、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸に係る食品健康影響評価の結果が通知され、現在の水質基準を強化する必要があると審議した結果、水質基準の見直しにより平成27年度から、ジクロロ酢酸が0.04mg/Lから0.03mg/L以下、トリクロロ酢酸が0.2mg/Lから0.03mg/Lに改正されます。

本市では、水質基準改正に合わせて水道水が水質基準に適合し、市民の皆様に安全で良質な水を供給するために次の方針により水質検査計画を定め、水質管理に努めます。

- 1) 検査の対象は、水道法で検査が義務付けられている水源(原水)の水と、給水栓(蛇口)の水について検査を行います。
- 2) 検査の項目は、水道法の水質基準に関する省令の水質基準項目について実施します。
- 3) 過去の状況及び水道の規模等を考慮して合理的な検査回数及び箇所数を設定します。
- 4) 臨時に行う水質検査の要件及び実施方法等も定めます。
- 5) 検査結果を利用者に公表し、必要に応じて検査計画を見直します。

2. 水道事業の概要

1) 給水状況

給水人口	35,717	(人)
給水戸数	16,506	(戸)
普及率	98.00	(%)
配水管延長	280,400	(m)
1日平均給水量	17,506	(m ³)
1人1日平均給水量	490	(ℓ)

(令和3年3月31日現在)

2) 浄水配水施設

水道名	小松島市上水道
水源名	田浦浄水場
水源種類	地下水
取水井戸	4箇所
浄水処理	消毒のみ
滅菌設備	次亜塩素酸ナトリウム注入
送水ポンプ	4台
配水池	1池 6,000 m ³

3. 原水及び浄水の水質状況

水源は、小松島市田浦町字中西の田浦浄水場の周囲に4箇所の取水井戸があります。各井戸は口径600mmで深さが35mあり、この井戸から取水した地下水が原水となり水質は良好で安全な水です。

浄水は、この原水に塩素濃度12%の次亜塩素酸ナトリウムにて滅菌した後、田浦町前山の標高約60mの田浦配水池（貯水量6,000m³）に送水して、市内全域に配水しております。

浄水についても水質の良い原水に恵まれ、水質基準項目の基準値をすべてクリアした安全で安定した水であります。

4. 検査地点（図－1参照）

水道法に基づく1日1回行う検査及び月1回・3ヶ月に1回の定期項目検査、年1回の検査については、水質管理上最も適した箇所を選定し、下記の地点で行います。

1日1回検査地点	定期項目検査地点	原水検査地点	農薬類検査地点
田浦浄水場	榑渕	田浦浄水場	田浦浄水場
	和田島		
	横須		
	中田		
	田浦		

5. 水質検査項目と検査頻度 (表-1.表-2参照)

1) 1日1回検査項目

水道法に定められた色、濁り、残留塩素の検査を1日1回行います。

2) 定期検査項目

① 月1回の検査項目

水質基準項目のうち、次の9項目について月1回の検査を行います。

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度
原水においては、水質基準項目のうち消毒剤及び消毒副生生物11項目、味の項目を除く39項目について月1回検査を実施します。

② 年4回の検査項目(概ね3ヶ月に1回実施する項目)

水質基準項目のうち、亜硝酸態窒素、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromジクロロメタン、ブromホルム、ホルムアルデヒドの14項目について3ヶ月に1回検査を実施します。

③ 年1回の検査項目

浄水においては、最遠地域の和田島地区で水質基準項目51項目の検査を年1回実施します。

水質管理目標設定項目において、原水及び浄水について年1回検査を実施します。

6. 検査方法

毎日検査を除き、採水及び水質検査、成績書の発行までの業務を水道法20条第3項目による厚生労働大臣登録機関に委託して行います。

委託先の選定については、検査精度と信頼性を重視します。

1) 水道水質検査においては、その精度と信頼性の保障は極めて重要です。このため(社)日本水道協会は水道版GLP(優良試験所基準)を定めておりますので、GLPの考え方を取り入れた体制を導入します。

2) 水道水質基準項目において、すべての項目が自社分析できる検査機関とします。

3) 臨時の水質検査において、迅速な対応で検査結果の出せる検査体制が整備されている検査機関とします。

7. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査を行い、水質異常が終息し、給水栓の安全性が確認されるまで行います。

- 1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- 2) 水源に異常があったとき
- 3) 水源付近、供給点周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- 4) 浄水過程、配水過程に異常があったとき
- 5) 配水管の大規模な工事その他、水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- 6) その他、特に必要があると認められるとき

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度開始前に過去の検査結果を基に検討し、小松島市役所ホームページ等で公表します。

水質検査結果についても、小松島市役所ホームページ等にて公表します。

